

インターナショナル ワンメータ 国際クラス協会
日本IOM NCA基本規則 (2017.10.17)

1. 略語

JPN	Japan	
JPY	日本の日本円通貨	
ICA	International Class Association	国際クラス協会
IOM	International One Metre	インターナショナル ワンメーター
ISAF	International Sailing Federation	国際セーリング連盟
MNA	Member National Authority of the ISAF	ISAF国内局メンバー
NCA	National Class Association	国内クラス協会

2. 定義

以下の単語と句は、ここに定義される意味で使用される場合、イタリック体で記される。

<i>Boat</i>	IOM クラスルールに適合する艇
<i>Registered Boat</i>	日本の認証局によってハル番号を発行された艇
<i>Certificated Boat</i>	現行の有効な証明のある登録艇
<i>IOM</i>	実際の艇に関する場合、IOM Class Rules に従ってメンテナンスされている認証艇
<i>IOM Class Rules</i>	ISAF のクラスルールについてのフォーマットおよび標準に従ってメンテナンスされ提示されている ISAF に承認されたレーシングヨットの IOM ICA 国際クラスである IOM クラスの規則
<i>Owner</i>	日本で認証艇を少なくとも 1 艇所持している人。
<i>Registered Owner</i>	日本 IOM NCA 滞納しておらず、通用していると記載された <i>Owner</i> (オーナー)
<i>Certificated Owner</i>	少なくとも 1 艇の承認艇を所有している <i>Registered Owner</i>
<i>Officer</i>	日本IOM CIA <i>Management Committee</i> (運営委員会) の一員。日本IOM NCA の副委員会メンバーで「 <i>Officer</i> 」として定義されるを除く
<i>Management Committee</i>	(運営委員会) 日本 IOM CIA の統治組織
<i>World Council</i>	IOM CIA の統治組織
<i>Electronic communication</i>	ウェブ、インターネット、e-メール、ファックス、電話、掲示板を包含し制限のない情報交換手段
<i>Regulation</i>	<i>Management Committee</i> (運営委員会) で制定された、規則 裁定、法律、付則、規則、指令、ガイドライン、用語、条件、指示、あるいはポリシー。

shall/may この規則においては「shall」は必須の行動あるいは方法を指し、「may」は許可を指す

3. 世界評議会代表

3.1. 日本 IOM NCA は *World Council* (世界評議会) とコミュニケーションをとる公認チャンネルとなる代表者を指名する。

3.2. *World Council* (世界評議会) における、日本 IOM NCA 代表は、運営委員でなければならない。

4. 通常および特別会議

- 4.1. 日本IOM NCAの通常および特別会議は以下によって運営されなければならない。
 - 4.1.1. 日本IOM NCA *Management Committee* (運営委員会) が大多数の登録オーナー (*Registered Owners*) にとって最も便利と考える 物理的場所および時間で。
 - 4.1.2. または*electronic communication* (電子コミュニケーション) によって。
- 4.2. 通常および特別会議は公表されなければならない。
- 4.3. 通常および特別会議の業務 (事業) は、決議の上受け決定されなければならない。
更に年次通常会議は年次決算書を受理し承認しなければならない。
- 4.5. 特別会議はクラス書記によって招集されなければならない。もし
 - 4.5.1. IOM NCA *Management Committee* (運営委員会) がそのように決議したならば、
あるいは
 - 4.5.2. 登録オーナー (*Registered Owners*) の10%以上が、その特別会議に提案されるべき
決議案をもまた明示するどのような要求でも、クラス書記に対し文書で要求する場合。
- 4.6. 通常会議の決議案は、それらが提案される会議の少なくとも10週間以前に、クラス書記に
文書で明示されなければならない。
- 4.7. 通常会議の文書による告知が、少なくとも8週間、会議の議題 および その会議で提案
される決議案と共に、クラス書記によってなされなければならない。
- 4.8. 特別会議の文書による告知が、少なくとも6週間、会議の議題 および その会議で提案
される決議案と共に、クラス書記によってなされなければならない。
- 4.9. 通常会議および特別会議の議長はクラス協会会長でなければならない、あるいは会長が欠席
の場合は、出席委員の中から会議によって一人の委員を選出する。もし、クラス協会会長
だけでなく一人の委員も出席していない場合、会議は議長を選出しなければならない。
- 4.10. どの一般会議あるいは特別会議においても、これらの基本規則 (*Regulations*) に従って告
知された決議案のみ提案されなければならないし、決議案の提案者が変更を許容する場合
を除いて、変更は許容されない。
- 4.11. 賛否同数の場合、議長はその通常の投票権に加えて決定権を有する。
- 4.12. 特別決議は認証オーナー (*Certificated Owner*) 投票による。
- 4.13. 通常決議は登録オーナー (*Registered Owner*) 投票による。
- 4.14. 全ての登録オーナー (*Registered Owner*) は通常会議あるいは特別会議に参加する権利を
有する。

5. IOM NCA 委員

- 5.1. 委員は告知された年次通常会議にて選挙で選ばれる。
- 5.2. 委員 (*Officers*) は登録オーナー達 (*Registered Owners*) によってそのポジションに推薦
される。
- 5.3. 委員 (*Officers*) 選挙への推薦は、選挙が行われる会議の10週間以前にクラス書記に文書
で提出されなければならない。
- 5.4. 全ての委員 (*Officers*) は選挙で選出され任期は1年。
- 5.5. 全ての委員 (*Officers*) は任期満了にて退任する
- 5.6. 退任する委員 (*Officers*) はその任に連続して6年以上就いてなければ、最選出の資格があ
る。再選にあたる委員 (*Officers*) は自身に投票してはならない。
- 5.7. 委員 (*Officers*) として選出されるかもしれない、IOMクラスに関係している商業的な仕事
で、メンバーとして、あるいは雇われて、あるいは収入を得る何等かの手段にある者は、得

られるこのような収入を、選挙に先立ち日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に書面で申告する。

- 5.8. 委員 (*Officers*) が、IOMクラスに関係している商業的な仕事で、メンバーとして、あるいは雇われて、あるいは収入を得る何等かの手段に入ろうとする者は、得られるこのような収入を、速やかに日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に書面で示す申告する。
- 5.9. 委員 (*Officers*) およびNCA副委員会のメンバーは、運営委員会 (*Management Committee*) あるいは副委員会の、電子コミュニケーションによる会議に参加することができることを確認しなければならない。
- 5.10 推薦を含む選挙に関する事務手続きは、日本IOMNCA基本法並びに同基本規則及び本項の定めによる外、別紙「選挙の運用細則」のとおりとする。

6. 運営委員会 (*Management Committee*)

- 6.1. 運営委員会 (*Management Committee*) は運営委員会 (*Management Committee*) に生じた空きを埋めるために、登録オーナー (*Registered Owner*) の誰でも新委員として選任することができる。このような人は、次の年次一般会議まで職に留まる、そして在職期間の間一人の委員として活動する。
- 6.2. 運営委員会 (*Management Committee*) は、一人あるいはそれ以上の委員に、特別な目的のた定する権限と義務を、ある限られた期間だけ委任することができる。
- 6.3. クラス書記官は、告知期間短縮について運営委員会 (*Management Committee*) の75%の事前の同意を得られない限り、少なくとも3週間の運営委員会の会議告知を行わなければならない。
- 6.4. 運営委員会 (*Management Committee*) の会議の成立に必要な定数は、運営委員会 (*Management Committee*) の少なくとも60%である。
- 6.5. クラス会長は、彼/彼女が出席するすべての会議で議長を務める。会長が出席しない会議では出席している委員 (*Officers*) から会議で選出された委員 (*Officers*) が議長を務める。
- 6.6. 運営委員会 (*Management Committee*) 会議の決議案は、同数の場合の会議議長が持つ追加決定投票を除き、出席し投票した委員の多数決で通過する。
- 6.7. 運営委員会 (*Management Committee*) は、全ての参加者がすべての通信に参加できる場合に、電子通信 (*electronic communication*) によって会議を開くことが認められる。

7. 委員の役割および責任

[各々区別されるNCAの役割と、基本法に載っている1つあるいは他の委員と関連付ける。小さなNCAはこれらのいくつかを省略することを望むかもしれないし、大きなNCAはこれらの役割を詳述することを望むかもしれない。認証局の権限が、MNAから適切に委任されなければならないことに注意する]

- 7.1. 日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に勧告する、クラスに関するどのような技術的問題も[クラス技術委員]の役割である。この役割は以下に関係し、また限らない：
 - 7.1.1. IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) によってビルダーとサプライヤーを援助すること
 - 7.1.2. セーリング経験の結果として望ましいと考えられる、艇、装備あるいはクラスルールの開発について、ビルダーおよびサプライヤーと協議する
 - 7.1.3. 主催当局の要請に応じて技術アシスタントを派遣することにより、IOM競技で使用されている艇 (*Boats*) がIOMクラスルール (*IOM Class Rules*) への適合確認を援助する。

- 7.1.4. ビルダーとサプライヤーの認可を勧める。
- 7.1.5. IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) の解釈 (判断) のためのどんな要求も勧める。
- 7.1.6. 運営委員会 (*Management Committee*) による、IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) のどのような変更の提案についても、検討し助言する
- 7.1.7. IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) における変更についての提案を、運営委員会 (*Management Committee*) に提言する
- 7.2. 日本において、認定当局として活動するのは[クラス登録委員]の役割である。この役割は以下に関係しその限りではない：
 - 7.2.1. 計測証明書を発行する前に、計測フォームが正しく完了していることを確かめる。
 - 7.2.2. 全ての完成した計測用紙の登記簿をメンテナンスする。
 - 7.2.3. ハル番号登録そして/または艇認証に関して支払われる費用の計画を決定する。
 - 7.2.4. IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) に従ってハル番号を発行する。
 - 7.2.5. 発行したハル番号と登録艇の登記簿をメンテナンスする。
 - 7.2.6. 発行した証明書と認証艇の登記簿をメンテナンスする。
- 7.3. クラスに関する会員資格の問題について日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に助言するのは[クラス書記官]の役割である。この役割は以下に関連し、また限らない：
 - 7.3.1. 登録オーナーの登記簿をメンテナンスする。
 - 7.3.2. 認証オーナーの登記簿をメンテナンスする。
- 7.4. クラスに関するIOM行事およびレースの問題について日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に助言するのは[クラスレース委員]の役割である。この役割は以下に関連し、また限らない：
 - 7.4.1. 日本におけるIOM行事の日程表を計画する。
 - 7.4.2. IOM行事が適切な場所で、適切な標準で行われることを促進し、IOM行事主催者と連絡を取る。
 - 7.4.3. IOM行事への参加者による参加費の計画を決定する。
- 7.5. クラスに関する計測の問題について日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に助言するのは[クラス計測員]の役割である。この役割は以下に関連し、また限らない：
 - 7.5.1. 日本の全てのIOM計測者が、IOMクラスルール (*IOM Class Rules*) の改定および解釈 (判断) が知らされるようにする。
 - 7.5.2. 日本におけるIOMクラス計測者の登記簿をメンテナンスする。
 - 7.5.3. 日本におけるIOMクラス計測者のトレーニングを、主催、促進および/あるいは仲介する。
 - 7.5.4. 主催当局の要請に応じて計測アシスタントを派遣することにより、IOM競技で使用されている艇 (*Boats*) がIOMクラスルールへの適合確認を援助する。
 - 7.5.5. IOM計測サービスに対する費用の明細表を決定する。
- 7.6. クラスに関する財務問題について日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) に助言するのは[クラス会計係]の役割である。この役割は以下に関連し、また限らない：
 - 7.6.1. 常設の、年間の、申請の、特別な、および他の費用を提案する。
 - 7.6.2. 支払いのための予算を用意する。
 - 7.6.3. 委員への妥当な費用を支払う。
 - 7.6.4. 前の会計年の年間計算書を用意する。
 - 7.6.5. 現行年度の計算書を予測する。
 - 7.6.6. 予算外の日本円の超過支出項目について安全を事前確認する。

7.7. 各委員の役割は、日本IOMNCA基本法並びに同基本規則及び本項の定めによる外、別紙「役割分担表」のとおりとする。

8. 財務

- 8.1. 日本IOM NCAの会費年度は1月1日から12月31日までである。
- 8.2. 全ての継続及び年間費用は日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) によって提案され通常又は特別会議にて承認される。特別費は日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) によって決定される。

9. 経費

- 9.1. 支出の予算案は日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) によって提案され通常又は特別会議にて承認され、費用は費目毎に年会計にて報告しなければならない。
- 9.2. 日本IOM NCAの委員及び副委員の彼らの義務および活動力に応じた正当な（旅費以外）費用は、日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) の申請に基づいて日本IOM NCAの財源外で払うことができる。
- 9.3. 日本IOM NCAの意図は、委員 (*Officers*) および副運営委員が彼らの義務に合致するために旅行する必要性を取り除き、代わりに、日本IOM NCAの業務を実行するために電子通信 (*electronic communication*) を利用して彼らの権限を行使することである。
- 9.4. 日本円の超過の中のどのような予算外の支出（費用）の項目も事前承認を要求しなければならない。

10. 会計

- 10.1. 日本IOM NCA運営委員会 (*Management Committee*) は毎年 日本IOM NCAの 資産と収入と支出とを示す計算書を発行しなければならない。
- 10.2. 日本IOM NCAの会計年度は各年の1月1日から12月31日までである。
- 10.3. 最終の会計年度の会計報告書のコピー1部を、会計係からIOM ICAに送付する。

11. 告知および注意

- 11.1. 基本規則 (*Regulations*) あるいは基本法に基づき、日本IOM NCAクラス書記が、告知を求められた場合、そのような告知が日本IOM NCAのWebサイトに掲載されることで、実施されたとみなされる。
- 11.2. 基本規則 (*Regulations*) あるいは基本法に基づき、日本IOM NCAクラス書記が、告知、布告または情報の文書による受領を、個人あるいは団体から求められた場合、これらの記述による告知、布告または情報は、郵送または電子通信 (*electronic communication*) の記述により与えられることが許容される。
- 11.3. 基本規則 (*Regulations*) あるいは基本法に基づき、日本IOM NCAクラス書記が、告知、布告または情報の文書による受領を、個人あるいは団体から求められた場合、これらの記述による告知、布告または情報は郵送、または電子通信 (*electronic communication*) での記述および以下により与えられることで実行されたとみなされる。
 - 11.3.1 もし郵送で与えられた場合、クラス書記官が、その告知を、日本IOM NCAの記録にあるその個人あるいは団体に関するアドレス宛にファーストクラスまたは航空便で送ってから、その関係する個人あるいは団体が、実際にその時間内に受領したか全く受領してい

ないかに関わらず、送付後14日目には、与えられたとみなされる；

- 11.3.2. もし、電子通信 (*electronic communication*) で記述されることで与えられた場合、クラス書記官がその電子通信 (*electronic communication*) 記述を成功裏に送った後、その関係する個人あるいは団体が、実際にその時間内に受領したか、全く受領していないかに関わらず、24時間で、与えられたとみなされる。
- 11.3.3. もし個人または団体が電子通信 (*electronic communication*) のアドレスまたは番号をクラス書記官に提供している（そして引っ込めていない）場合、クラス書記官だけが、個人または団体に、電子通信 (*electronic communication*) で告知を記述し与える権利を与えられる。

12. 改正

- 12.1. この規則は、通常あるいは特別会議の通常の決議によって改定される。